

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：ガーナ共和国（ガーナ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年10月12日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ガーナにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

特に、我が国の対ガーナ国別開発協力方針（2019年9月）（以下、「対ガーナ国別開発協力方針」という）及びJICA国別分析ペーパー（2019年4月）（以下、「JCAP」という）にて重点課題に位置付けられている「農業を含む産業基盤強化」、「インフラ開発」、「保健」、「人材基盤強化」に関連し、以下の分野で行政官の人材育成が課題となっている。

1) 行財政機能の強化

ガーナの公的債務は2021年末時点でGDP比76.6%と高く、2022年7月にはIMFへ支援を要請、同年12月には緊急の暫定措置として日付プレスリリースにて、特定のカテゴリに属する全ての対外債務の支払いを停止するなど喫緊の課題としている。また、一次産品の輸出に依存する一方で製品の多くを輸入しており、失業率も高いことから、国内製造業の育成が不可欠である。このため、中長期的に産業振興政策並びに経済政策に取り組む人材を育成することが急務とされている。省庁横断的な財務管理については、財務省を中心にガーナ統合財務管理情報システムの導入を通じて支出管理強化を図ってきたものの、各省庁における財源・政策に基づいた予算策定や収支管理、各々の行政官レベルにおける会計手続等の公共財政管理能力強化が引き続き必要とされている。一方でガーナでは公務員能力強化面について、80年代から公共セクター改革の一環として取り組んではいるものの、引き続き重要課題である。また、ガーナにおける行政の地方分権化が進む中で、制度の法的枠組みなどは整いつつある

一方、行政関係職員の行政執行能力が強化されていない現状がある。

2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（保健）

ガーナでは、母子保健や急性・感染性疾患（マラリア等）のような従来からの課題が十分解決していないにも関わらず、高血圧、糖尿病、がん等の慢性・非感染性疾患の罹患率が増え、疾病の二重負荷を強いられているが、これらに十分対応できる財政余地・医療保障制度が無いことが課題となっている。また、経済成長と共に、地域間の保健状況やサービスへのアクセスの格差が生じている。加えて、エボラウイルス病のアウトブレイクにより再認識された公衆衛生危機への備えと対応強化も重要な課題となっている。ガーナ政府は、「負担可能、公正性、容易なアクセスの確保を通じた UHC」、及び「保健システムの強化」を中期国家開発政策目標に挙げ、保健セクター中期開発計画では、①持続的、公平で、容易にアクセス可能な保健サービスの確実な提供、②疾病の罹患、死亡、障害の減少と非感染性疾患の予防・対策、③ガバナンス・保健システム管理の効率性向上、④感染症予防・対策強化及び脆弱層における HIV/AIDS と性感染症の新規感染低減を目標としている。これらの政策が確実に実施されるためには、政策実施・制度構築を中心的に担う行政官の育成が不可欠である。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

1) 行財政機能の強化

「人材基盤強化」は対ガーナ国別開発協力方針及び JCAP において重点課題として設定されており、JICA は「行政運営能力強化プログラム」の中で政策立案・実施を担う中堅公務員の能力強化、地方自治体の基礎行政能力の強化、財務管理能力強化等に取り組んでいる。公務員の行政運営能力強化は、農業、インフラ開発、保健等全ての開発課題の達成、成果の持続性、自立発展性の確保の基盤となっており、本留学プログラムを通じた公務員の育成は、JICA 課題別事業戦略（ガバナンス）及び SDGs ゴール 16 「平和で包摂的な社会の促進」に資するものである。

2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（保健）

保健分野は対ガーナ国別開発協力方針及び JCAP において重点分野として設定されており、JICA は保健サービスの質の強化、母子手帳の開発・全国普及、野口記念医学研究所強化を通じたガーナ国内・周辺国の健康危機対応強化に取り組んでいる。本留学プログラムを通じた当該分野の行政官の育成は JICA 課題別事業戦略（保健医療）及び SDGs ゴール 3 「保健」に資するものであり、UHC の推進に寄与するものである。

（3）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、韓国、中国、南アフリカ、イギリス、オランダ、オーストラリアのほか、世界銀行、アフリカ開発銀行等の国際機関等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ガーナ政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 13 名（修士課程 12 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、ガーナにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 1 年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 13 名/期となる。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。

(2) 総事業費

295 百万円（概算協力額（日本側）：295 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ガーナにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ガーナ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行なう。

運営委員会の構成：財務省、ガーナ人事委員会、在ガーナ日本国大使館、JICA ガーナ事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業の対象者についても「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、

国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。留学プログラム「SDGs グローバルリーダーコース」では、SDGs 達成に向けた開発協力の推進のため、本邦大学への留学に、中央省庁・地方自治体・企業等での実務研修等を必要に応じて組合せ、将来キーパーソンになりうる優秀な行政官や研究者等を育成する。

2) 他援助機関等の援助活動

特に無し。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

該当なし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】」「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを發揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2023年)	目標値(2029年) 【事業完成1年後】
留学する学生数(名)	修士	0	12
	博士	0	1
留学生の学位取得率(%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記6.に記載する外部条件が得られることにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS 各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

前提条件・外部条件

- ・ 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要な省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、当国の開発課題の解決及び二国間関係の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資するものであり、SDGs ゴール 3「保健」、4「質の高い教育」、16「平和で包摂的な社会の促進」に加えて、ゴール 17「グローバル・パートナーシップの活性化」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上